



## ○長野県告示第455号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりである。

平成14年9月2日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り5丁目11番50号	平成17年9月1日

医 務 課

## ○長野県告示第456号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、同法に規定する医療を担当する機関として、次のとおり指定した。

平成14年9月2日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	指定年月日
けやき薬局	上伊那郡箕輪町中箕輪11328-4	14. 5.20
そうごう薬局丸子店	小県郡丸子町中丸子1124-9	14. 5.27
今井こども医院	中野市岩船161-6	14. 5.30
宮下内科・循環器科クリニック	北佐久郡御代田町馬瀬口1713-4	14. 6. 3

いろかわ医院	埴科郡坂城町坂城10057	14. 6. 3
高松薬局	飯田市上郷黒田339-2	14. 6. 4
そうごう薬局軽井沢店	北佐久郡軽井沢町長倉2419-11	14. 6. 6
下條診療所	下伊那郡下條村陽阜1	14. 6. 7
扇町薬局	塩尻市大門3番町4-6	14. 6.17
軽井沢町国民健康保険軽井沢病院	北佐久郡軽井沢町長倉2375-1	14. 7. 1
辰野西口薬局	上伊那郡辰野町伊那富3399-3	14. 7. 9
折井外科胃腸科医院	松本市白板1-3-7	14. 7.15
ももせ薬局	松本市中山1014-2	14. 7.24
倉科医院	松本市大手2-9-16	14. 8. 1
リサーチパーク・クリニック	上田市下之郷813-46	14. 8. 1
フォルサム豊科薬局	南安曇郡豊科町南穂高492-1	14. 8. 9
あかはね内科・神経内科医院	松本市神林3561-1	14. 9. 1
せき内科クリニック	小県郡東部町本海野1496-102	14. 9. 1

## 保健予防課

## ○長野県告示第457号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、指定医療機関から、その指定を辞退する旨、次のとおり届出があった。

平成14年9月2日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	辞退年月日 辞退の効力 発生年月日
柳田眼科医院	小諸市紺屋町1-1-4	62. 1.29
宮下内科小児科医院	上田市国分1-6-1	14. 5.13
創健会薬局	松本市深志3-1-3	14. 5.31
百瀬医院	埴科郡坂城町坂城10057	14. 5.31
葦沢医院	上田市芳田1117	14. 6.15
鈴木医院	駒ヶ根市東伊那2533-1	14. 6.30

三聖堂薬局	茅野市ちの256-8	14. 6.30
軽井沢町国民健康保険軽井沢病院	北佐久郡軽井沢町長倉2416	14. 6.30
折井外科胃腸科医院	松本市白板1-3-7	14. 7.10
倉科医院	松本市大手2-9-16	14. 7.31
柳田内科医院	小諸市紺屋町2-3-11	14. 8. 4
せき内科クリニック	小県郡東部町本海野1496-102	14. 8.31

保健予防課

### ○長野県告示第458号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年9月2日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

#### 1(1) 保安林予定森林の所在場所

小県郡真田町大字傍陽字別当8580のロ、8581、8582、8597の1から8597の3まで、8596、下伊那郡上村414の6

#### (2) 指定の目的

落石の危険の防止

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

#### 2(1) 保安林予定森林の所在場所

駒ヶ根市赤穂5の618、5の950から5の953まで、5の955から5の957まで、5の966、5の969から5の971まで

## (2) 指定の目的

名所又は旧跡の風致の保存

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課並びに駒ヶ根市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

## ○長野県告示第459号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年9月2日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

## 1(1) 解除に係る保安林の所在場所

上高井郡高山村大字奥山田字山田入3680-1（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 解除の理由

道路用地とするため

## 2(1) 解除に係る保安林の所在場所

上高井郡高山村大字奥山田字山田入3680-7（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び上高井郡高山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

## ○長野県告示第460号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年9月2日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

## 1 施行者の名称

小諸市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

小諸都市計画下水道事業 小諸市公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和59年2月6日から

平成19年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

昭和59年長野県告示第117号、平成2年長野県告示第752号、平成5年長野県告示第455号、平成8年長野県告示第405号、平成12年長野県告示第533号の事業地のうち小諸市甲字上古宿及び字要畑地内において事業地を変更する。

下水道課

## ○長野県告示第461号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年9月2日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

## 1 施行者の名称

御代田町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

佐久都市計画下水道事業 御代田町公共下水道

## 3 事業施行期間

平成3年1月21日から

平成19年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

平成2年長野県告示第54号、平成7年長野県告示第801号、平成10年長野県告示第38号、平成12年長野県告示第21号の事業地のうち御代田町大字御代田字坪内、字上宿及び字長倉地内において事業地を変更する。

下水道課

## ○長野県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年9月17日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年9月2日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

- 1 路線名 152号
- 2 供用を開始する区間  
上伊那郡長谷村大字非持3番の1地先から  
上伊那郡長谷村大字非持276番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年9月2日

道路維持課

## ○長野県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年9月17日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年9月2日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 152号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上伊那郡長谷村大字非持3番の1地先から 上伊那郡長谷村大字非持276番の1地先まで	旧	m 9.1~57.8	km 0.6847
同 上	新	12.4~57.8	0.6847

道路維持課

○長野県告示第464号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、長野県土木部砂防課並びに関係の建設事務所、砂防事務所、及び町村役場に備え置く。

平成14年9月2日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地 番	標柱番号
道陸神	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線に囲まれた区域	北佐久郡 御代田町	馬瀬口	下原	849番1	1号
			"	辰場	857番1	2号
			"	"	859番1	3号
			"	"	860番1	4号
			"	"	863番1	5号
			"	"	865番1	6号
			"	道陸神	1006番4	7号
			"	下原	834番5	8号
			"	"	834番1	9号



			〃	〃	835番33	10号
			〃	〃	835番12	11号及び
			〃	〃	841番7	12号
			〃	〃	841番3	13号
			〃	〃	847番1	14号
			〃	〃		15号
岩入2号	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた区域	上伊那郡 長谷村	杉島		1513番 1516番 1555番 1491番 1494番1 1497番 1500番2	1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号
尾の島	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた区域	下伊那郡 南信濃村	和田		2339番1 2491番5  2491番3 2492番1 2496番1 2408番1 2492番1 2388番1 2367番 251番1	1号 2号及び 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号 11号
松島	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線に囲まれた区域	下伊那郡 天龍村	長島		209番 239番イ 245番 284番1 290番 361番 376番1 365番 347番 350番 301番 233番1 235番2 233番1	1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号 11号 12号 13号 14号
駅上	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた区域	東筑摩郡 明科町	中川手		4621番1地先 道路敷 4621番1 4622番1  4623番	1号 2号 3号及び 4号 5号及び 6号

			〃	4624番	7号及び
			〃	4064番1	8号
			〃	4079番1	9号 10号
尾沢	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた区域	東筑摩郡 明科町	東川手	878番1地先 道路敷	1号
			〃	1417番1	2号
			〃	1421番12	3号
			〃	1433番1	4号
			〃	1353番イ	5号
			〃	1350番ロ-2	6号
			〃	1358番1	7号
			〃	878番5地先 道路敷	8号
			〃	878番1	9号

砂 防 課